

議案第102号

つくば市豊里ゆかりの森条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年11月30日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市豊里ゆかりの森条例の一部を改正する条例

つくば市豊里ゆかりの森条例（昭和62年つくば市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号を第8号とし，第10号を第9号とする。

第7条第1項中「第2条第1号から第8号まで」を「第2条第1号から第7号まで」に改める。

別表中7の表を削り，8の表を7の表とする。

附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。

つくば市豊里ゆかりの森条例（昭和62年つくば市条例第41号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （施設）</p> <p>第2条 ゆかりの森に、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 昆虫館 (2) 宿舍あかまつ (3) 農業構造改善センター (4) キャンプ場 (5) 工芸館 (6) テニスコート</p> <hr/> <p><u>(7) 管理棟</u> <u>(8) 野草園</u> <u>(9) フィールドアスレチック</u></p> <p>第3条－第6条（略） （有料施設）</p> <p>第7条 <u>第2条第1号から第7号までに掲げるゆかりの森の施設</u>（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第8条－第15条（略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1－6（略）</p>	<p>第1条（略） （施設）</p> <p>第2条 ゆかりの森に、次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 昆虫館 (2) 宿舍あかまつ (3) 農業構造改善センター (4) キャンプ場 (5) 工芸館 (6) テニスコート <u>(7) 屋外ステージ</u> <u>(8) 管理棟</u> <u>(9) 野草園</u> <u>(10) フィールドアスレチック</u></p> <p>第3条－第6条（略） （有料施設）</p> <p>第7条 <u>第2条第1号から第8号までに掲げるゆかりの森の施設</u>（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第8条－第15条（略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1－6（略）</p>

7 管理棟ホール

(略)

7 屋外ステージ

<u>区分</u>	<u>使用料</u>		
	<u>午前9時から午後1時まで</u>	<u>午後1時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後8時まで</u>
<u>屋外ステージ</u>	<u>6,270円</u>	<u>6,270円</u>	<u>7,300円</u>
<u>音響機器</u>	<u>3,180円</u>	<u>3,180円</u>	<u>2,400円</u>

備考

- 1 営利を目的として施設を使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の倍額とする。
- 2 使用時間が許可時間に満たない場合であっても時間割り計算は行わない。

8 管理棟ホール

(略)